

農林水産物・食品輸出関連信用保証支援事業

支援対象者	生産者（個人・個社）、加工食品事業者（個社）、輸出事業者・商社（個社）
対象品目	コメ、青果物、肉類、水産物、林産物、加工品
支援内容類型	<ul style="list-style-type: none">・ 輸出の産地づくりにチャレンジしたいが軌道に乗るまでの諸コストへの支援が欲しい・ 金融・税制面での支援を受けたい

支援内容	輸出事業者が認定輸出事業計画に基づいて行う輸出事業の実施に必要な資金について、民間金融機関から信用保証付き借入れを行う際に支払った保証料を支援。		
申請要件	・輸出事業計画の認定		
申請先	(公財) 食品等流通合理化促進機構	公募時期	令和4年4月～

問合せ先：農林水産省 輸出・国際局 輸出支援課 高橋

メール：nobuyuki_takahash070@maff.go.jp 電話：03-6744-2077

<対策のポイント>

食品等事業者・農林水産事業者が、豚熱や病害虫等の発生や輸出先国の規制などのリスクを伴う**農林水産物・食品の輸出拡大のために必要な事業に積極的に取り組みやすくなるよう**、民間金融機関から融資を受ける際に必要となった保証料の負担を軽減するための支援を行います。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 対象者

認定輸出事業計画に基づき、輸出事業に取り組む食品等事業者・農林水産事業者（ただし、中小企業者に限る。）

2. 措置内容等

①対象

食品等事業者・農林水産事業者が、**認定輸出事業計画に基づいて行う輸出事業の実施に必要な資金**の民間金融機関からの信用保証付き借入れ

②措置内容

①にかかる信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会等に支払った**保証料**に関して、借入当初5年間分の保証料の**1/2相当額**を支援します。

<事業の流れ>

